

「おふでさき」三号④ 81～100

対比される「上—神」、「から—にほん」、「(上の)ほこり—(神の)ほこり」

「上」とは何か

81. これからハ神の心と**上**たるの 心と心のひきやハせする
82. このはなし一寸の事やとをもうなよ 神がしんぢつみかねたるゆへ
83. これからハ神のちからと**上**たるの ちからくらべをするとをもへよ
84. いかほどのごふてきあらばだしてみよ 神のほふにもばいのちからを
85. しんぢつの神がをもていでるからハ いかなもよふもするとをもゑよ

81～85の註釈は、昭和3年版も現行版も、内容はほぼ同じです。ここで問題になるは、「上」をどう理解するかです。註釈は「地方官憲」「上の人々」あるいは「神職や僧侶」としています。しかし、三号が書かれた明治6年暮れないし7年初めには、お屋敷内で国が主導する神道説教を行われている状況で、官憲や神職が中山家の宗教活動として捉えるのは、秀司たちが石上神社へ協力する動きであり、教祖の教説ではないわけで、圧迫するとか反対することはありません。そのような状況を思案した時、教祖の立場から書かれた「おふでさき」で「上」はどう捉えられていたのでしょうか。

【現行版註釈】81—85、註 このたすけ一条の道を早く弘めようと、親神様は急き込んでおられるけれども、当時の地方官憲がこの道に対する無理解から種々圧迫を加え、又それをそばの人々は気にして、とかく進取の氣象に乏しかったのを、親神は見兼ねて、上の人々の無理解は真実にこの道の真髓を知らないがためであるから、今後上の方にも親神の真意を悟らせるように段取りする。又、人間のちえや力でどんなに強く弁難し**反対する神職や僧侶**などがあっても、親神の方にはその反対を氷解せしめて余りある温い親心があるのであるから、この真実の親神が表へ現れている以上、どのような守護もするにより、安心してたすけ一条の道に進め、と励まされたのである。

【昭和3年版註釈】

81、83、84、85、註 此の助け一条の道を早く廣めようと、親神様は急き込んで居られるけれども、当時の地方官憲が此の道に対する無理解から種々圧迫を加え、又それを側侍(そば)の人々は気にして、兎角進取の氣象に乏しかったのを、親神は見兼ねて、上の人々の無理解は真実にこの道の真髓を知らないが為めであるから、今後上の方にも親神の真意を悟らせるようにもよふだてをする。又、人間のちえでどんなに小賢しく弁難する**神職や僧侶**などがあっても、親神の方にはそれに打ち勝つだけの力があるのだから、此の真実の親神が表へ現はれている以上どのやうな守護もするで、安心して教難に當れと励まされたのである。

①の資料は、明治になって吉田神祇官領の特権が廃止されたことを記しています。②は、『正文遺韻』の「明治七年秋迄は、別条なくお通りに成りました」という記事について、なぜ「別条なく」通る事が出来た背景を述べています。

① 明治二年七月八日、「官位ノ制ヲ更革シ、新ニ神祇・太政ノ二官ヲ置キ神祇官ヲ上ニ班ス、（略）官位改定ニ依リ、従来ノ百官及受領ヲ廃ス」と定め、神祇官は太政官の上に立って政治全体を指導する政体の理念が掲げられ、神祇官に宣教使を置いていることは、明治維新を推し進めた精神的支柱がいかに強い復古神道のイデオロギーに占められていたかがわかる。おそらく、**実質的には、吉田神祇管領家の特権もこの時に廃止されたもの**と思われる。つまり、吉田神祇管領家よりえた公許は、この時点で反古同様のものとなったのではないだろうか。（「原典成立とその時代」池田士郎.『教祖とその時代』P182.1991）

② 明治初年の王政復古、神仏分離は、内山永久寺をはじめ仏教側に大きな打撃を与えたが、石上社では年預、禰宜、還俗人が対立し、近世において配下になることを拒んできた吉田・白川家と接近し、あるいは平田国学の門下となるなど、**それぞれが新政府に近づくことで自らを権威付け、社頭支配を優位に進めようとしていた**。特に年預は、中山秀司が吉田家の許状を獲得する際に紹介を受けた森屋を頼っており、こうした動きは**天理教に対して反対の姿勢を取っていた石上社を軟化させることとなった**。また、秀司は、おしゅうの葬儀でいち早く神葬祭を採用し、さらに神社制度が整備され、今までの禰宜、年預などが免職され、**国家神道による神社体制に切り替わって山辺郡でも教導活動が行われるようになる**と、**中山家の屋敷をその教導の場に提供した**のである。

「明治七年秋迄ハ別条なくお通りに成りました」と伝えられ、順調に天理教が伸びたとされているこの時期、政治・宗教の混乱もさることながら、明治維新によって許状そのものは無効になったとはいえ、吉田家入門に端を発した神道化の動きはなお続いており、**国家の方策に順応する動きがあったからこそ、「別条なく」治まっていたといえる**のではないだろうか。（「王政復古・神仏分離と天理教」幡鎌一弘.『教祖とその時代』P207.1991—初出『天理教学研究』29号.1990.原題「王政復古・神仏分離による宗教改革と天理教」）

一、二号での「上」解釈

- 一号 19. このさきハ上たる心たん／＼と 心しづめてハぶくなるよふ
20. このハぼくむつかしよふにあるけれど だん／＼神がしゆこするなり

【おふでさき一号.現行版註釈】

一九、これからは、上に立つ人々は、心を平静にして互に融和しなければならない。

二〇、この融和は難しいようであるが、次第に親神が守護するから、やがて実現するに違いない。

註 当時即ち明治二年の頃は維新創業の際で、人心不安で疑惑深く、表面新政府に帰順しながら、内心歴代君侯の恩を思うてひそかに事を謀る者があり、果して平穩に藩籍奉還が実行出来るかと憂えられた位であった。右二首のお歌はこの国情に対して、親神様は、将来人心必ず一に帰して安定す可きを念い、月日親神様の守護もまたそれにある事を述べられたものである。

「註釈」の再考を求める画期的な論文－「<おふでさき>第一号十九首二十首の考察」

一号19, 20の「註釈」は、明治維新以後の新政府と旧幕臣勢力との対立の問題としています。しかしこの解釈は、教祖から秀司へ渡される「おふでさき」の役割からは、あまり関係がありません。ではどう解釈すればいいのか。

昭和42年の『天理教学研究』に載った木村善為氏の論文「『<おふでさき>第一号十九首二十首の考察－特に<ハぶく><ハぼく>の歴史的な理解と用字について』」は、19,20の本部解釈はその前後のおうたとのつながりに無理があり、つながりから考えれば、「お道を、まだ、せかいなみの教えであるとさえ思って行動する内なる“上”たる者の心をしづめ、和(やわら)ぎむつぶよう、むつかしいことであるが、親神が働こう」という意であるとしています。具体的には「上」とは秀司のことでしょう。これだと一号の流れに沿った解釈ができます。

また、木村氏は「おふでさき註釈」について、その全体的な再考をも求めています。この論文は、「『おふでさき註釈』の釈義には、今一度考察されねばならない余地がある」とする点で、画期的なものです。

おふでさき第壹号は、明治貳巳年正月(1869年)にお書きになり、その中にあらわされた内容、意義については「おふでさき概説」「続ひとことはなし」に述べられているとおりの“やしきのそうじ”“おっとめによるよろづたすけ”の二点であることは疑義をはさむ余地はない。／ しかしながら、**個々のおうたについて、現在出版されている「おふでさき」に対する本文考証と「おふでさき註釈」の釈義には、今一度考察されねばならない余地がある**ように思える。／ これは、第一号にのみある問題ではなく、「おふでさき」全十七号に対してなされるべき課題であるが、とりあえず、第一号の十九首・二十首について述べたい。(「<おふでさき>第一号十九首二十首の考察－特に<ハぶく><ハぼく>の歴史的な理解と用字について」木村善為、『天理教学研究17号』1967(昭和42)年10月.P17)

一号の流れを重視すれば、「上」は内部のこと — 三号の「上」は政府の神道政策とそれに協力する秀司という全体

下の文は、19, 29についての「註釈」が、その前後のおうたとは無関係に「突然に明治維新、つまり政治向きのこと」としているのは、無理がるとの主旨です。そこから「上」を内部のことではないかと論じます(次頁)。そこで『上』には、次の三つが考えられるのである。イ、お道と無縁の立場を指す『上』／ ロ、お道の内部を示す『上』／ ハ、右の二つを含めた『上』と「上」を三つに分け、一、二号の「上」は「ロ」であろうとの考えを示しています。

では、三号の「上」はその分類で見たときどれに当たるかと云えば、「ハ」ではないかと思えます。明治政府の神道政策に則って石上神社の神職が中山家で行う神道説教に協力する中山家の当主、秀司という全体が「上」と表現されているのではないのでしょうか。

さて、おうたの本文を拝読するならば、前出の第一号の十五首より十七首は“てをどり”つまり“おつとめ”について述べられており、その意味は、／ つとめこそ、人間創造の元始りの理であり、人間の生命の、よろづたすけの理であって、真に不思議な力を持つものであるが、今、そのつとめのでをつけることを始めている。しかも、このつとめを始めるのが合図となって不思議な救けをする。しかし、その合図は不思議なものと言っているけれども、まだ見えていないが、その日が来ればはっきりと判ることである。そして、その合図のつとめの日が来て、そのつとめの理が何であるかが判れば、どんな者でもなるほどと感心する／ と解されるのである。そして、続いて、／ みへてからといてかゝるハせかいなみ みへんさきからといてをくそや
— 18 /

と筆に示されてから問題の一の19. 20のおうたがあり、しかも引き続いて一の21より74まで“やしきのそうじ”と“つとめ”について示されているのである。便宜上、これを一の21より24までについて考えるなら、これは“やしきのそうじ”にかかることを仰せられているようである。すなわち、／ この世は親神の理で匡(ただ)した世界であって、すべてうたの理で匡すのであるが、これは手ざし一人間のように力づくで匡すのでもなく、口やかましく言って匡すのでもない。ただ筆に書くことによって、親神の理で照らした悪を匡していくのである。しかしながら、すべてのことで親神の理から違わないことであるならよいけれども、もし理に匡して違ふならば、うたで知らせよう。そして、知らせたならば、現われてでるのは気(心)の毒—すなわち心の悪が出るからであって、どのような病気も人間の心遣いとして現われるのである。／ と述べられているのである。

この“つとめ”と“やしきのそうじ”を意味する二種類のつながったおうたの間に挟まれた一の19. 20のみが、突然に明治維新、つまり政治向きのことを指しておられるとは、本文のみに当たっても、前後のつながりから無理と言うべきで、むしろ、中の三首は前後各一群のおうたのつなぎと見るべきではなかろうか。(「<おふでさき>第一号十九首二十首の考察—特に<ハぶく><ハぼく>の歴史的理と用字について」木村善為、『天理教学研究17号』1967. P25)

「おふでさき」の「上」を三つに分類する木村論文

おふでさき概説四五頁に / 「第二号の御歌と第三号の御歌とを比較対照してみた時に、何か違いはないだろうかという事であるが、どうもあまりその間にお考えが変わったというような姿は見受けられない。語調の変化も別段見当らないし、御歌の内容で特に目立つ程の事もない。」 / と言われているが、確かに一筋に貫くものがあって、一号二号を他の号と別のものと見ることは出来ない。

しかしながら「上」については、何か本質的な違いがあるようである。今、用例三十三例を調べるなら、一号二号の「上」には、外部の「上」とのみ言い切れないものがある。特に全歌四十七首しかない二号に三首もある「上」には、その意味が強いようである。前後のおうたと共に列挙してみると

これからハをくはんみちをつけかける せかいの心みないさめるで
ちやつんであとかりとりてしもたなら あといでるのハよふきづとめや
(二号1~4)

A上たるハ心いさんでくるほとに なんときにくるこくけんがきた
Bこのつとめとこからくるとをもうかな 上たるところいさみくるぞや

— . —

これからハからとにほんのはなしする なにをゆうともハかりあるまい
たん / \ とにほんたすけるもよふだて とふじん神のまにするなり
Cいまでハ上たる心ハからいで せかいなみやとをもていたなり
(二号31~36)

とふぢんがにほんのぢい入こんで まにするのが神のりいふく
このさきハからとにほんをハけるてな これハかりたらせかいをさまる
これからハ神がたいない入こんで 心すみやかわけてみせるで

とあり、Bがもつとはっきりと外部の「上」でないことを示している。このことは、又「とふじん」が外部で「にほん」が教えを信ずるものすべての意ではなく、内部の中に「とふじん」や「から」があることも示されていることも考えられよう。これらを考え合わせるとき「上」には、次の三つが考えられるのである。

イ、お道と無縁の立場を指す「上」 / ロ、お道の内部を示す「上」 / ハ、右の二つを含めた「上」

この点については、今後の研究に待たねばならないが、少なくとも、一号二号の「上」はお道の指導者層に対して、せかいなみでない教えとしての天理教の主体性の確立を仰せられていると考えられるのである。

であるから「ハぶく」「ハぼく」を「わぼく」と訓んで「和睦」とするにしても、“つとめ”と“そうじ”(特にやしきの)を通して、せかいをおさめるために『お道を、まだ、せかいなみの教えであるとさえ思って行動する内なる“上”たる者の心をしずめ、和(やわら)ぎむつぶよう、むつかしいことであるが、親神が働こう』と仰せられたのが一の19. 20首の意味であろう。(「<おふでさき>第一号十九首二十首の考察—特に<ハぶく><ハぼく>の歴史的な理解と用字について」木村善為、『天理教学研究17号』1967. P33)

「から」、「にほん」とは何か

『おふでさきを学習する』(安井幹夫)は、二号で「具体的な地域、国を思い浮かべての解釈は成り立たない」という意見を提示しています。これは、三号の「から」「にほん」にも通じるのではないのでしょうか。

- | | |
|-----------------------|----------------|
| 86. いまゝでハからがにほんをまゝにした | 神のさんねんなんとしよやら |
| 87. このさきハにほんがからをまゝにする | みな一れつハしよちしていよ |
| 88. をなじきのねへとゑだとのことならバ | ゑたハをれくるねハさかいでる |
| 89. いまゝでわかハゑらいとゆうたれど | これからさきハをれるはかりや |
| 90. にほんみよちいさいよふにをもたれど | ねがあらハればをそれいるぞや |
| 91. このちからにんけんハさとをもハれん | 神のちからやこれハかなわん |

第二号31～34で、

これからハからとにほんのはなしする なにをゆうともハかりあるまい31/ とふぢんがにほんのぢいゝ入こんで まゝにするのが神のりいふく32

たん／＼とにほんたすけるもよふだて とふじん神のまゝにするなり33/ このさきハからとにほんをハけるてな これハかりたらせかいをさまる34

と記される。からとにほんについては、二号47の「註釈」に詳しいので、再説しないが、ただ「なにをゆうともハかりあるまい」と仰せになるだけに、その概念規定については注意を要する。／ それは地理的、政治的な地域を示す概念ではない。つまり日本、唐というような具体的な地域、国を思い浮かべての解釈は成り立たない、ということである。そのようなごく常識的な考えでいけば、親神の言っている話は何のことか、さっぱり分からなくなるぞ、とまず注意を促された。／ からとにほんについての最初の話題は、次の32である。この「とふぢんがにほんのぢいゝ入こんで」というのは、どういう事態なのであろうか。

「とふぢん」とは、いまだこの道の教えを知らない者の意であるが、その者がにほんの「ぢい」（地）一ぢばのある所、最初に教えが説かれるべき所、に入りこんで、我が欲しいままに振る舞っている。これが神の立腹するところである、といわれた。このことは僧侶や医者、山伏たちのお屋敷への乱暴、干渉、迫害の出来事を思い出させる。が、時代的な背景からいえば、明治二（1869）年という時期は、一部村人からの妨害はあったとしても、比較のおだやかな時ではなかったか。それというのも、慶応三（1867）年七月に、吉田神祇官領の公認を得ていたからである（吉田神祇官領の廃止は明治三年）。／ とするならば、この公認を得ているということ、そのこと自体が、「とふぢんがにほんのぢいゝ入こんでまゝにする」ということになりはしないだろうか。

法治国家であるかぎり、法に従い、法の範囲内での活動しか許されないのは、人間社会からいえば、ごく当然のこととされる。ただ問題は、ない人間ない世界を創造し、いまでも守護している親神の教えが、吉田神道に属する形になっていることである。何も知らない「とふぢん」が「にほんのぢい」に入りこんで、支配している姿である。それではどうにもならないのであって、親神がとふぢんをままするところにこそ、たすけの模様立てがすすめられる。（『おふでさきを学習する』P125. 安井幹夫. 2016—初出『みちのとも』2001. 08）7

「から」「にほん」について「註釈」は、二号47参照とし、「にほん＝親神様の真意の明かにされたる意」「から＝未だ親神様の教を知らない意」としています。これでは具体的な意味は分かりません。なぜこのような註釈になったかという、昭和3年版では「から」は外國の意「外國が枝先」「日本は根本の國」であったのを「親神様の・・・」という表現に変えたからです。

【現行版註釈】

31、これからはからとにほんの話をするが、親神がどのような事を言うか、一寸には分からないであろう。

註 本歌以下第三四のお歌まで、本号、四七註参照。

32、親神の教を未だ知らない者が、にほんにはびこるようになって、思いのままに振舞っているのは、親神のまことにもどかしく思うところである。 註 本号四七註参照。

33、親神はだんだんとにほんに親神の真意を行きわたらせ一列を救ける段取りをしているから、未だ親神の教を知らない者にも、やがて神意を了解させて、心置きなく勇んで神恩に浴し得るようにする。

34、今後はからとにほんの理を分けるようにするが、これさえ分かって来たら、人々の心は澄み切って世界は円満に治まるようになる。

【現行版註釈】

二号47. とふじんとにほんのものとハけるのハ 火と水とをいれてハけるで

四七、未だ親神の教を知らない者と、親神の真意を悟った者とを別けるのは、親神の絶大な力を現わしてする事である。

註 にほんとは、創造期に親神様がこの世人間をお創めになったちばのある所、従ってこの度先ずこの教をお説き下さるところ、世界たすけの親里のあるところを言い、／ からとは、創造期に人間が渡って行ったところ、従ってこの度この教の次に普及さるべきところを言う。従って、／ にほんのものとは、最初に親神様に生み下ろされたる者、従って、この度この教を先ず聞かして頂く者、親神様の真意を悟った者を言い、／ とふじんとは、つづいて生み下ろされたる者、従って、この度次にこの教を説き聞かして頂く者、未だ親神様の教を知らぬ者をいう。－以下略－

【二号昭和3年版註釈】

31. 註「から」は外國の意。

32. 世界一列はみな兄弟であるから、生みおろした親である親神からすると、子の可愛さに変わりはないが、日本はもと／＼根の國宗家の國であり、外國は枝先、分れた國であるから、その親國である日本へ子供の國の者が来て我まゝ振舞をするのは、順序の理を無視したもので、親神の意に添ふ事が出来ない。

33. 爰に於て親神は日本の立場を明かにし、外國人をして次第に此親神の道に帰依せしむるやう守護するのである。

34. 今後は外國が枝先であり日本は根本の國である順序の理を明かにする。此理が人々に諒解出来たら世界は圓満に治まるのである。

47. 外来思想と日本固有の建國の精神とを判然區別するに當つては、親神はその實現に力を致すのである。

昭和3年版は「にほん、から」を「日本、外国」と明確に表現していたのを、戦後版は日本、外国という文字を消し、「親神様の教…」に変えるという二号と同様になっています。

【三号現行版註釈】

86、今までは人間思案がはびこって、親神の教のぐ通をほしいままに妨げて来たが、これは、親神の実にもどかしく思うて来たところである。註 にほんは、親神様の教の先ず説かれる所、従って、親神様の真意の明かにされたる意。からは、次に親神様の教の行き渡る所、従って、未だ親神様の教を知らない意。(第二号四七註参照)

87、今後は親神の真意を説き聞かせて、今まで親神の教を知らなかった所へも、自由自在にたすけ一条の親心を行きわたらせるようにするから、皆の者はこれを予め心得ているようにせよ。

88、同じ木の根と枝とであってみれば、枝は折れてくるばかり、根は榮え出る一方である。

註 教祖様が断食をなさった時に、そんなに断食なされても大丈夫でしょうか。と、御心配申し上げた人に、

『根は心や。心さえ親神様に通じていたら決して枯れないのや』という意味の事をお諭し下された事がある。

89、今までは親神の教を聞いていなくても、ただ人間思案でちえや技術だけの優れた者を偉いと言うていたが、今後は、そのような者も、人間思案を捨て、親神の真意を悟ってつき順うて来る。

註 をれるとは、人間思案の我を折って、親神様の真意に懐いて来るの意。

90、今までは、親神の教の説き始められる所を軽く思い侮っていたであろうが、親神の真意が表へ現れて、人々の心がたすけ一条に澄み切って来たならば、何人も皆懐しく思い慕わずにはおれぬようになる。

91、この絶大な働きは人間の力でする事とは思えない、皆親神の力の現れであるから、何人も皆心から感心せずにはおれなくなる。

86—91、総註 以上いずれも、本歌御執筆当時即ち明治七年頃の世情を憂え、親神様のこの世人間創造の真実である一列兄弟、互い立て合い扶け合いを忘れて、利己主義にはしり互いに相争い、相傷つけんとしていた人々に、激しく反省を促し、たすけ一条の道に進み、一列かい和の陽気ぐらしに向うよう、人々の信仰を鼓舞せられたものである。(第二号四〇註参照)

【三号昭和3年版註釈】

八六、今迄は根の國である日本に、外来の思想が勢力を得て、人々がそれに靡かうとしてゐたのが親神の残念とする所である。

八七、今後は根の國である日本固有の道を明らかにし、日本に培われたこの思想を以て世界の思想を手引きし、又世界の人々がこの道に帰依して、根の國と枝先の國との順序を正すやうにする。

八八、日本と外國とは丁度木の根と枝との関係のやうなもので、枝は折られる事はあつても根は榮える一方で、今は外國の方が榮えてゐるやうに思ふが、これからは必ず根の國である日本が外國を凌ぐやうになる。

九〇、茂つて居る枝先が眼にたつて、根元の日本を軽く思ひ侮つてゐるであらうが、根の眞實の威力があらはれると畏敬するやうになる。

九一、根の國の威力を發揮する事は人間の業で出来るものではない。親神の力であらはずのであるから、如何なるものもこれにかなはう筈がない。

「から」「とふぢん」とは何か二号31～34

「おふでさき」の註釈は昭和3年に発行された『おふでさき附釈義』全5冊に付けられ、現在発行されている『おふでさき註釈』もほぼそれを踏襲しています。ただその中で大きく変わったところが、「から」「とふぢん」「にほん」の部分です。

この変更は、「(昭和3年版は)一部分のお歌は国粹主義的前提解釈がなされている。『から』と『にほん』の語句を含むお歌の解釈にそれが著し」かったが、「(戦後版は)昭和三年版の註釈と比較すると殆んどその踏襲であるが、国家主義の色彩は一切取り除かれている」(白石梅夫「おふでさき研究の歴史」P33、『天理教校論叢』5号1964)ということです。

ただ、戦後版では単に「外国、日本」を「親神様の教…」に変えただけで、「おふでさき」本来の意味に踏み込んでいないため、よく分からない解釈になっています。

これに対して、安井説は、全く異なる視点から書かれています。2号31の解釈として安井幹夫氏は「それは地理的、政治的な地域を示す概念ではない。つまり日本、唐というような具体的な地域、国を思い浮かべての解釈は成り立たない、ということである。そのようなごく常識的な考えでいれば、親神の言っている話が何のことか、さっぱり分からなくなるぞ、とまず注意を促された」(安井幹夫『おふでさきを学習する』P125)とし、「とうじん＝吉田神祇官領」説を提示します。

明治2年の中山家の状況、つとめ場所に吉田神祇官領の祭式が祀りこまれて、教祖がその教えを説く場所が無くなってしまった状況に対して、「とふじん＝吉田神道」、「にほん＝教祖の教え」とたとえ、それゆえ「32.とふぢんがにほんのぢいゝ入こんで まゝにするのが神のりいふく」なのだというわけです。慶応3年からの流れから考えて、これは一考の価値がある説かと思えます。

この説を三号86～91に当てはめるとどのような解釈が可能でしょうか。吉田神祇官領は明治2年に消滅し、それに代わるものとして中教院が奈良に置かれ、その手先として石上神社があり、その神職が中山家で神道説教をしました。その状況は、まさに「からがにほんをまゝにし」ている姿です。これに対して教祖は「にほんがからをまゝにする」と宣言します。これが明治7年夏頃の大和神社事件につながっていくのは明瞭でしょう。

二号

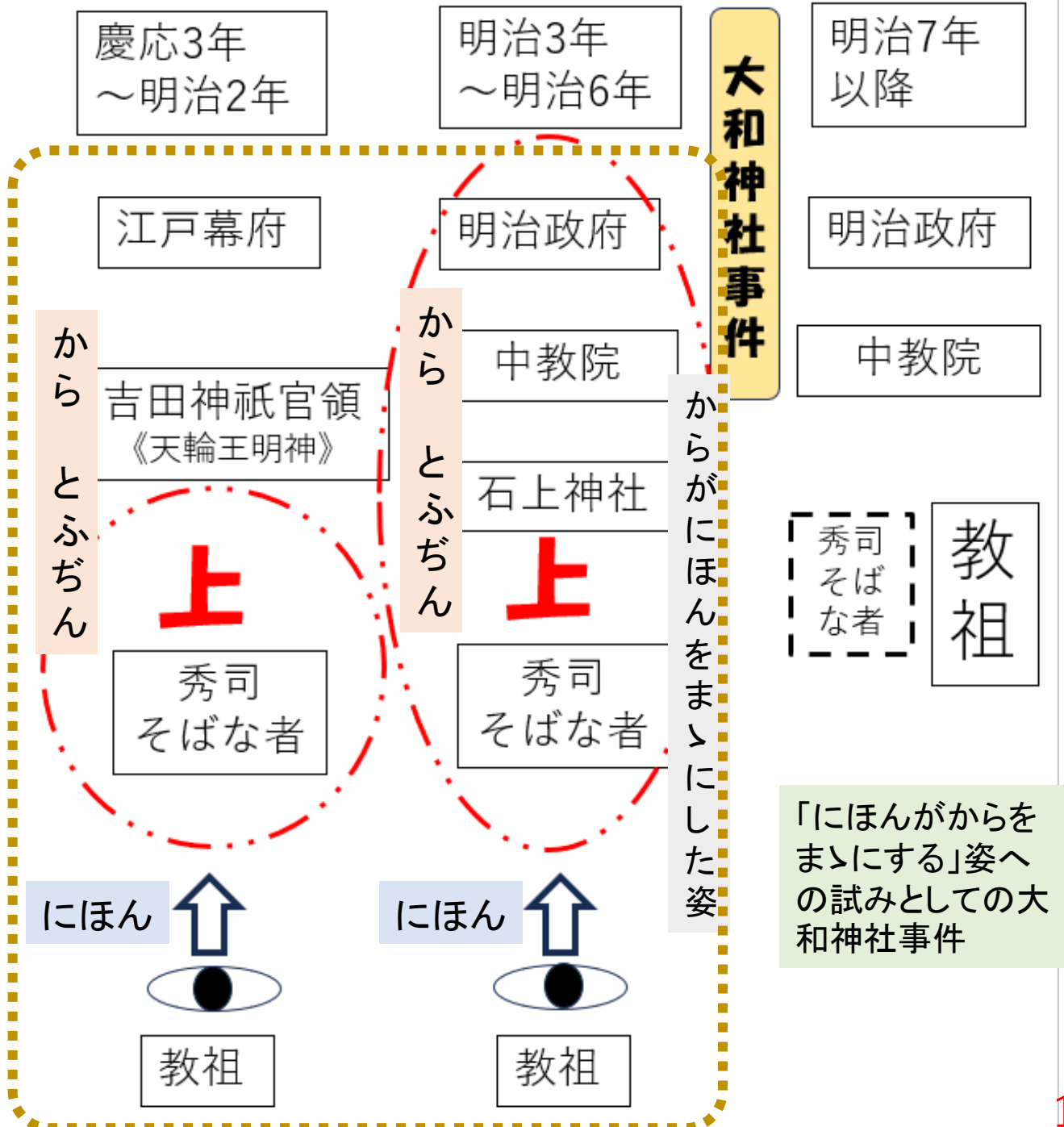
31. これからハからとにほんのはなしする
なにをゆうともハかりあるまい
32. とふぢんがにほんのぢいゝ入こんで
まゝにするのが神のりいふく
33. たん／＼とにほんたすけるもよふだて
とふじん神のまゝにするなり
34. このさきハからとにほんをハけるてな
これハかりたらせかいをさまる

三号

86. いまゝでハからがにほんをまゝにした
神のさんねんなんとしよやら
87. このさきハにほんがからをまゝにする
みな一れつハしよちしていよ
88. をなじきのねへとゑだとのことならバ
ゑたハをれくるねハさかいでる
89. いまゝでわからハゑらいとゆうたれど
これからさきハをれるはかりや
90. にほんみよちいさいよふにをもたれど
ねがあらハればをそれいるぞや
91. このちからにんけんハさとをもハれん
神のちからやこれハかなわん

「にほんがからをまゝにする」

三号が書かれるまで、すなわち明治6年末までは、「からがにほんをまゝにし」ていました。それが右の図の点線(.....)で囲んだ部分です。それを「にほんがからをまゝにする」状況へ変えようとする神の思いを表現したのが、三号86~91ではないでしょうか。
 これが、明治7年夏頃に起きる教祖の弟子を大和神社へ問答に行かせた大和神社事件から始まる一連の動きになります。



「にほんがからをまゝにする」姿への試みとしての大和神社事件

なぜ「おふでさき」のほこりは五つなのか

天理教では、「八つのほこり」と云われるのに、「おふでさき」には「五つ」しか示されていません。誰しも疑問に思う点です。

それゆえ、「註釈」も「ほこり」をこの五つに『にくい』『うらみ』『はらだち』を加へた八つに大別」とことわりを入れています。

92. このよふハにぎハしくらしいるけれど もとをしりたるものハないので
93. このもとをくハしくしりた事ならば やまいのをこる事わないのに
94. なにもかもしらずにくらすこの子共 神のめへにハいちらき事
95. なにゝてもやまいとゆうてさらになし 心ちがいのみちがあるから
- 96. このみちハをしいほしいとかハいと よくとこふまんこれがほこりや**
97. このよふのになけんハみな神のこや 神のゆう事しかとききわけ
98. ほこりさいすきやかはろた事ならば あとハめづらしたすけするぞや
99. しんぢつの心しだいのこのたすけ やますしなずによハリなきよふ
100. このたすけ百十五才ぢよみよと さだめつけたい神の一ぢよ

「おふでさき」の解説書も五つと八つについて理由を付けて説明しています(次頁)。その中で、『おふでさき通解』は「おふでさき」にない「にくい、うらみ、はらだち」について「他の五つのほこりとはちょっと違う感じ」がすると書いています。この点について深い考察を加えたのは八島英雄氏で、この三つを「被害者の心遣い」であり、教祖が教えたのではなく、「周りの人が説いたもの」としています(次々頁)。

尚ここには【昭和3年版註釈】を提示しましたが、【現行版註釈】もほぼ同じです。

【昭和3年版註釈】

九二、世の中の人ほうか／＼と賑やかに暮らしてゐるけれども、此の世の元始まり、親神の守護を知つてゐる者はない。

九三、九四、親神が人間を造つた元の理をよく知つたならば、悪い心も起こらず病気になる者もないのに、人々は何も知らないで勝手な心遣いをしてゐる。親神の目から見るとこれが不憫でならない。

九六、人間の心遣ひの中で、をしい、ほしい、かはい、よく、こふまん、これが埃になるのである。

註 本教では、人間の苦みは心が埃にまみれてゐるからであるとし、その埃を右のお歌に示された外に『にくい』『うらみ』『はらだち』を加へた八つに大別されてゐる。これが即ち八埃と稱するものである。蓋し、これは人間の悪心を誘導する根本である。

九九、親神が助けると云ふても願ふ本人の心次第で、眞實の心より親神の意に添ふならば定命まで病気もせず、死にもせず、弱はる事もなしに暮らす事が出来る。

一〇〇、親神の思惑としては人間の定命を百十五歳と定めたいのである。

註 甘露臺が出来た後は、定命以上心次第で、いつ迄も此の世においてもらへるのである。

『おふでさき通解』がにくい、うらみ、はらだちを「他の五つのほこりとはちょっと違う」と記しています。他の書は「代表として」とか「あえて省略」とかで五つ、八つの違いの説明を避けています。

－ 96引用（略）－

さて、その心得違いというものは、一体どんなものであるかと言うと「をしい、ほしい、かはい、よく、こふまん」というようなものが、その実例である。これは障子の棧にたまった埃のようなものである。ここには、**八つのほこりの中の三つ「にくい、うらみ、はらだち」が入っていませんが、ほこりの代表としてここに五つだけ取り上げてお仕込みになっている**のです。

おふでさきの中で八つのほこりを、これだけまとめてお書きになっているのは、ここだけです。

このほこりの心使いを、何故「をしい、ほしい、にくい、かはい、うらみ、はらだち、よく、こふまん」という順序に並べてお教えになっているのでしょうか。お考えになったことがありますか。／ をしいとほしいとは、どちらが、はなはだしいでしょうか。この二つと、にくい、かはいとは、どちらの方が程度がひどいでしょうか。八つのほこりにおけるよくの位置は如何。こふまんは如何。と考えてみると、興味があります。（『おふでさき講義』P79. 上田嘉成）

－ 96引用（略）－

その心違いを心のほこりとして具体的に挙げられます。但し、八つのほこりという上から言えば、にくい、うらみ、はらだちが抜けています。以前、なぜその三つが入っていないのですかと質問されたことがあります。残りの三つを入れるのは、まず歌の形式上無理だと思われれます。しかし、このにくい、うらみ、はらだちには共通点がある。にくいは、人に対する憎しみの感情です。それを根に持つと申しますか、内にこもったものがうらみと言えるでしょう。それが、爆発するような形で表に出たのが、はらだちという、**他の五つのほこりとはちょっと違う**感じがあります。しかし、八つのほこりが教祖ご在世中に基本教理として定着していたのは、こふき本などの文献からも明らかです。／ こうして具体的に、心のほこりを数え上げて下さっていることは、実にありがたい。ただ単に、きれいな心になりなさいよ、というだけでは、もう一つ手がかりがないわけですが、それを非常に分かりやすく教えて下さっています。（『おふでさき通解』P96. 上田嘉太郎）

96のおうたは、八つのほこりについて言及されたものであるが、ここでは、ほこりは五つしか挙げられていない。時として「八つのほこりと教えられますが、おふでさきには五つしかでてこないですね。三つはあとから付け加えられたものでしょうか」と尋ねる人がおられる。／ これは、あとからつけ加えられたのではない。最初から八つのほこりとして、お教えいただいている。**おふでさきに五つしか挙げられていないのは、あえて省略されているのである**。／ おふでさきは、言葉で述べておいても「忘れるからふでさきに誌した」という性格がある。忘れてはならないことをおふでさきに誌された。このことを逆に言うと、記憶が確かなものであるとき、そこに省略がみられる、ということである。これはおふでさきの一つの特徴でもある。（『おふでさきを学習する』P171. 安井幹夫）

八島英雄氏は「にくい、うらみ、はらだち」の三つは被害者の心遣いで教祖の周りの者が説いたものとしています。なお八島氏の「五つ、八つの違い」についての説明は書いた時期によって変化しており、これが最終的な考えというわけではありません。

被害者の心遣いと加害者の心遣い

仏教に三毒という言葉があります。食欲と瞋恚と愚痴の三つを言うわけです。／ 瞋恚というのは怒りです。欲深や愚かなことで苦しむ場合もありますけれども、何と言っても、キューツと怒りがこみ上げ、ものも言えずブルブルふるえて心臓まで悪くするのがこの腹立ちなのです。／ 教祖の教えられた五つの「ほこり」というのは、わが身思案の人間ができてしまう考え方で、日本の家父長制道徳を教えられれば教えられるほど、人を支配し苦しめることをいいことのように思い込んでしまう、そういう心遣いを戒められたのです。

ところが「にくい」「うらみ」「はらだち」というこの三つは、**教祖が教えたのではなしに、明治十四年、丹波市分署に天理教の教えとはどういふものか届けたときに、「八つのほこり」として「にくい」「うらみ」「はらだち」の三つがつけ加わって書かれていたのです。**これは**周りの人が説いたもの**なのです。／ そしてこの三つは、仏教の三毒の一つである瞋恚にぴったり当てはまるのです。／ 教祖の時代には、全員がお寺に住民登録して、坊さんのお説教を聞かなければならなかったので、皆この話を聞いていたわけですが、誰しもがいけないことと思っていたものにこの瞋恚という言葉があったのです。／ 瞋恚の炎（ほむら） — 炎の燃え立つような激しい怒り、恨み、憎しみと書かれていまして、これは「にくい」「うらみ」「はらだち」のことなのです。／ この恨みということについて広辞苑で調べてみました。恨みとは「他からの仕打ちを不当と思いながら、その気持ちをはかりかね、また仕返しもできず、忘れずに心にかけられている意」と出ているのです。

これを読みましたとき私はびっくりしたのです。／ 教祖の教えられた五つの「ほこり」というのは、気がつかずに人の苦しむようなことをしてしまう、加害者をつくり出してしてしまうんですよと御注意下さった説き分けなのです。／ ところが明らかに不当な仕打ちを人から受けて、それで仕返しもできない、忘れることもできないで、納得もできずにウウウツと心にこもるその激しい**憎しみ、恨み、腹立ち、これが「ほこり」なのだということになってまいりますと、これは被害者の心遣い**なのです。／ つまり教祖が説かれたほうは、気がつかずに人を苦しめてはいけないよという反省として教えられたのです。

「をしい」「ほしい」「かわいい」「よく」「こうまん」この五つで、ふるえてものも言えません。ごはんも食べられませんというようなことはないのです。／ ところが、周りのお弟子さんたちがくっつけた三つ—「にくい」「うらみ」「はらだち」のほうは、みんなそうになってしまうのです。／ ものも言えません、消化もできません、心臓も悪くなるし、考える力もなくなってしまう。こんなときに人を殺したり殺されたりしてしまうのです。／ それほど安らぎを失わせてしまうのがこの「にくい」「うらみ」「はらだち」なのですが、これはどちらかと言うと、しかけられた人間の側の心なのです。／ **この三つがつけ加わることによって、加害者の反省として教祖が教えられたにもかかわらず、喜ばないことすべてがこういう悪い心遣いなんですよと言ひまして、教育批判とか根源的な悪を正すという鋭さ激しさをぼかすのに役立ってしまったのです。**／ つまり被害者の気持ちまで数えての八つということになると、どうしてもぼけてしまうわけで、**従って弾圧を受けないで済むという性質があった**わけです。（「ほんあづま199号」P11. 1985）

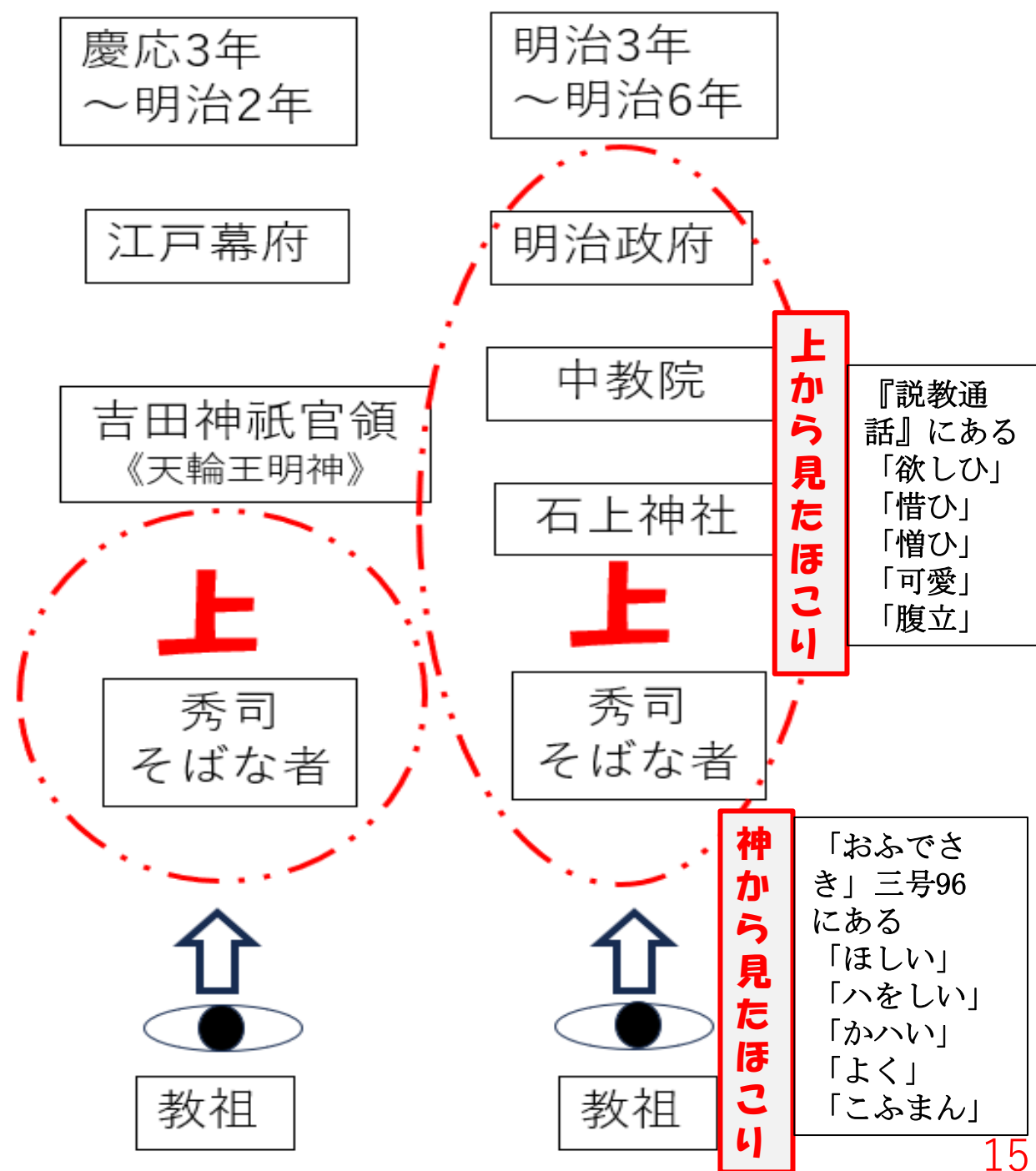
「上」「神」、「から」「にほん」、相対立する事柄を話題に
 —相対立する「ほこり」？—

『おふできき通訳』は81以降のおうたを「上」「神」、「から」「にほん」など相対立する事柄を話題にしているとし、96の「ほこり」もそのように捉える考え方を示し、「こども」(人間)と「おや」(親神)を提示します。分かりにくい表現ですが、「上」「神」、「から」「にほん」という対比の続きと考えれば、「上の(から見た)ほこり」「神の(から見た)ほこり」ということでしょうか。

相対立する事柄を話題にするという視点から「ほこり」を見た場合、96は「神から見たほこり」で、それに対立する「上から見たほこり」はここには提示されていないと考える事が出来ます。では「上から見たほこり」とは具体的には何でしょうか。

三条の教則説教で使われた教本の一つに『説教通話』があり、そこに「ほこり」に似た心遣いの具体例が出ています。説教が中山家で行われたすぐ後に三号は書かれ始めたので、「上から見たほこり」の内容を具体的に示さなくとも分かるとして、省略されたと考えるわけです。

B 81-85が「上」と「神」、86-91が「から」と「にほん」など、相対立する事柄を話題にしていることは明瞭である。このような観点をもって次の92-100をみると、ここには一貫してほこりが主題になっているようであるが、これも、「**こども**」(人間)と「**をや**」(親神、97参照)という相対立する事柄が話題になっていることが理解される。(『おふできき通訳』P104. 芹沢茂。1981)



「ほこり」の五つと八つの違いは、「高山の説教(三条の教則の説教)」からの影響がある可能性

『十柱の神』考(その二)―大教宣布運動とのかかわりに注目して(早坂正章著)は、三条の教則説教で行われた話の中に「欲しひ」「惜ひ」「憎ひ」「可愛」「腹立」の心遣いが出て来ていて、明治6年11月に中山家の屋敷内で行われた三条の教則説教と「おふでさき」3号の「ほこり」との関連を問題にしています。「おふでさき」では説教の中の「憎ひ」と「腹立」が抜かれ、「よく」「こうまん」が足されているわけです。

96は、「このみちハ」という言葉から始まっています。「相対立する事柄」という視点から考えると、96に文を補うと、「三条の教則説教ではほこりはこう説かれている。それに対して『この道は』」ということではないでしょうか。

ところで、大教宣布運動の中で教導職の説教に用いたとみられる教本の一つに『説教通話』(宇喜多練要著、京都四書房梓、明治六年十月発兌)という文書がある。説教聴聞の者と説教師との質擬応答の形式で道理を説いているが、全七章からなるその冒頭の「第一 敬神の実際ハ正直の力行を以て其職を効すにある話」の中に、次のような記述がみられる。／ 中略

併御説教聴聞の間か又は存じもよらぬ貨殖(かねもう)けの註文を聞きました時は真実敬神の心になりまして是が神さまの御加護じや功德じやと存じ込みます、さりなから欲しひか惜ひか憎ひか可愛か腹の立ときハ諷張(さっぱり)忘れて仕舞ます何卒貨産(すきわい)の事件に拘りても敬神を忘失ぬやうに御説得の御講究を希ひ奉ります・・・・・・(六頁)

〈傍線早坂〉とある。

この種の説教が教導職によってどの程度一般に行われていたのかは今のところ不明であるが、ここに言われた「欲しひ」「惜ひ」「憎ひ」「可愛」「腹立」の心遣いは、「八つの埃」の中の五つに該当しており、注目される記述である。／
 「八つの埃」の内容が「おふでさき」によって具体的に示されたのは、次のお歌においてである。／ このみちハをしいほしいとかはいとよくとこふまんこれがほこりや 三号九六 〈傍線早坂〉／ ここには、「にくい」「うらみ」「はらだち」はないが五つまで挙げられている。「おふでさき」第三号が、明治七年一月より御執筆という点に注目した時、「八つの埃」の教えも「十柱の神」と同じく、一つには大教宣布運動との関わりが憶測されるが、この問題については後の課題としたい。 (『十柱の神』考(その二)―大教宣布運動とのかかわりに注目して『天理教学研究』37号. 1999. P50)

「ほこり」の比較

『説教通話』、「おふでさき」、「八つのほこり」を比較したのが下の表です。『説教通話』は明治6年に書かれ、同年陽暦11月(陰暦10月)に行われた中山屋敷内での神道説教で同様の話がなされ、同年末かあるいは7年初めに教祖は「おふでさき」三号96を書きます。「八つのほこり」が出て来る最初の文献は「こふき話.和歌体十四年本」など、明治14年です。

内容的には、『説教通話』に対して、「おふでさき」は「欲しい、惜しい、可愛」はそのまま残し、「憎い、腹立ち」は削除して、「よく、こふまん」を追加しました。「八つのほこり」では、『説教通話』『おふでさき』にあるものすべてを入れ、さらに「うらみ」を追加したわけです。

これを解釈すれば、「八つのほこり」は、《三号81. これからハ神の心と上たるの 心と心のひきやハせする》の表現を使えば、政府の神道政策「上の心」、教祖の教「神の心」両方に通じるものになったのですが、どちらの「心」でもないものに変質したともいえます。

「説教通話」の「ほこり」	欲しひ	惜ひ	憎ひ	可愛	腹立			
「おふでさき」の「ほこり」	ほしい (欲しい)	ハをしい (惜しい)		かはい (可愛)		よく (欲)	こふまん (高慢)	
「八つのほこり」	ほしい	をしい	にくい	かはい	はらだち	よく	こふまん	うらみ

「ほこり」の数について記載のある資料を提示しておきます。
「おふでさき」が五つしか挙げていないのに対して、「こふき本」「手続書」「おさしづ」「反対文書」すべて「八つのほこり」としています。

【おふでさき明治7年（このお歌の執筆時期は厳密には明治6年末）】

3号96. このみちハをしいほしいとかハイと よくとこふまんこれがほこりや

【明治14年9月18日「就御尋手続上申書」山澤良治郎（『稿本天理教教祖伝』P160）】

「病氣ト云ハ更ニ無之候得共人間ハ日々ニ貪惜憎可愛恨シイ立腹慾高慢此八ツノ事有故…」

【明治14年10月8日「手続書」中山みき名義（『復元4号』P7）】

人間ニ於病氣ト云者ナシ人間者ヲシイホシイ憎イ可愛恨シイ腹立欲高慢此八ツノ事有ル故
月日ヨリ異見ニ成ル故悪敷所ヲ病トシテ出ルナリ

【明治14年「こふき話.和歌体十四年本」（「明治十四年三月記之、山澤良助」とある）】

109、にんげんにやまいとゆうてなけれども こゝろちがいのみちがあるゆへ

110、このみちハぶんぶこゝろに八ツあり ほしいをしいとかハイにくいと

111、うらめしとはらだちよくとこふまんと これが八ツのこゝろちがいや（中山正善「こふきの研究」P68）

【明治14年「こふき話.十四年本説話体喜多本】

コハロチカイノ道ガアル。コノチガイ、ホコリニタトエテモウスナラ、ホシイ、ヲシイ、カハイ、ニクイ、ウラメシヤ、ハラダチヤ、ヨクトコウマン、コレ八ツノホコリナリ。（中山正善「こふきの研究」P98）

【明治23年1月13日夜「おさしづ】

初席及本席の件に付伺

（前のおさしづにより中山会長より取決め下されしには、初席の者は会長と事務所一人、先生方一人、三人立合の上、身の内御話八つの埃の理を説かせ試験をする事、試験済の者は別席に掛かる事、本席に出る時同様の上、本席を取扱う。もしも試験に合格せざる時は、日を経て又試験をする事に定め下されしが、これで宜しう御座いますや伺）

【明治26年『天輪王辯妄』（羽田文明著.法蔵館）天理教に対する反対文書】

《悪しきを払いて助けたまへ天理王の命といふその悪しきとはいかなるものやと問ふに八個の塵埃なりといふ。その八個とは一に惜（をしひ）、二に欲（ほしひ）、三に可愛（かわい）、四に憎（にくい）、五に欲（よく）、六に高慢（かうまん）、七に恨（うらみ）八に腹立（はらたち）是なり。（P23）》

【明治32年7月23日「おさしづ】

〔天理教独立願書に添付する教会起源及び沿革、教祖履歴、教義の大要に付御願〕

《日々八つ／＼のほこりを論して居る。八つ論すだけでは襖に描いた絵のようなもの。何遍見ても美し描いたるなあと言うだけではならん。めん／＼聞き分けて、心に理を治めにやならん。》

この手続書は明治14年に「多数の人々を集めて迷わす」との理由で教祖が丹波市分署に拘引された時、教祖の名で提出された手続書です。諸井慶徳氏はその解説にもあるように教祖が書かれたものとして非常に重要なものとしています。ただ、教祖は3年後の17年に、奈良監獄に12日間収監され、その時の記録に「書写 能ハス 読書 同」とあります。教祖は「おふでさき」を書いているのに、警察に対しては、読み書きは出来ないと言っています。それゆえ、教祖がスラスラとこの手続書を書いたとは思えず、八島英雄氏は、山澤良治郎(良助)が代書屋に書かせた(『ほんあづま』No.487.P13.2009)としています。

此の手続書は、特に教祖様御自身の名前で記されてゐる点に注目すべきであらう。そしてこの中には教祖伝の要点が述べられてゐること、及その中に交へて、十柱の神の御話し、「八つのほこり」、「かんろふだい」、「ぢば」のこと等が説かれてあるのは見逃すことは出来ない。恐らく教祖伝の書き物としては、最古の文書ではあるまいか。十柱の神の説き分けも散文体で箇条的になされてゐるのでは、之亦最初の文書であらう。(『復元4号』P10. 教祖手続書についての解説. 諸井慶徳)

手続書

大阪府大和國山辺郡 / 三島村 中山マツエ / 母 中山ミキ

自分儀本日御喚出に相成転輪王尊ト唱エ且赤キ衣類ヲ着シ候儀御尋問ヲ蒙リ奉恐縮左ニ原由申上候

抑モ今ヲ去ル四十四年前則天保九年長男秀治足痛ニテ壹ケ年経過スルモ全快不致候處其比同郡長瀧村ニ市兵衛ト申候修験者有ツテ人民ニ加持祈祷致シ頗ル功験有之噂承ルニ付自宅エ同人ヲ招キ加持祈祷等ヲ受クルニ

— 中略 —

又病氣之者參レハ其者ニ咄スニ人間ニ於病氣ト云者ナシ人間者ヲシイホシイ憎イ可愛恨シイ腹立欲高慢此ハツノ事有ル故月日ヨリ異見ニ成ル故悪敷所ヲ病トシテ出ルナリ依テ右ノケ條ヲ捨テ此神ヲ頼メハ何病ト雖モ成就セスト云事ナシト私宅エ參ル人ニ咄シ致候

— 中略 —

前顯之始末ニ候得共私ニ於テハ祈禱拜ミ等之義者更ニ不仕候右之外者山澤良治郎□中田儀三郎辻忠作右之三名之者ヨリ手続書ヲ以テ申上候通ニ御座候

右御尋問ニ付有體奉申上候 以上

明治十四年十月八日 / 右 中山ミキ

奈良警察署長 / 大阪府七等警部 中川四郎 殿

(『復元4号』P7)

明治17年奈良監獄中山みき 『巳決囚名籍』に基づく教祖像

『中山みき研究ノート』は、『巳決囚名籍』から読み取れることを記述しています。

明治十七年八月にも教祖は奈良監獄署にご苦勞下されました。この時の記録が「巳決囚名籍」として残されていますが、人間中山みきの具体的なイメージを伝える資料が殆んど伝わっていない現在にあつては、これは貴重な資料といふことができます。順を追って見ていきましょう。

まず、住所、氏名、族籍、出生地、年令、職業、家族構成といった、いわば身上調書が出ています。それに続いて、「刑名及ヒ宣告ノ月日 裁判所の名称」及び「収監ノ年月日」の項には、「拘留十二日 明治十七年八月十八日奈良警察署丹波市分署ニ於テ宣告。明治十七年八月十八日午後第三時入監」とあります。／ この日、教祖はいったん、丹波市分署に拘引され、いわゆる即決裁判によって十二日間の拘留が決まってから、奈良監獄署に送られたという様子がかがわれます。

また、判決の理由は、「違警罪第一条第九項ヲ犯シタルモノ」となっています。違警罪とは現在の軽犯罪に相当するもので、拘留や科料がその罰として科されることになっていました。／ 当時の法律によれば、違警罪の拘留は十日間までとされていましたが、再犯やいくつもの罪を重ねて犯した場合には、十二日間まで延長することが出来ました。教祖の拘留が十二日だったのは、再犯であることによると記されています。／ ここまでが法律的な記載ですが、その後、教祖のいわば身体検査の結果が記されています。

身体 長四尺六寸

容貌音声 面体 丸キ 鼻 高 眉毛 ナシ 口 常 目 常 面色 白キ 目 細キ 音声 常 齒 一枚存ル
頭髪 白キ 鬚髯 ナシ 長所 (空欄) 左手 ナシ 右手 ナシ 左足 ナシ 右足 ナシ 痘痕 ナシ

ここに記されている「常」とは、病気に罹っていない機能が正常という意味であり、両手両足の「ナシ」は異常なしということです。

教祖の身長は、四尺六寸とあります。一尺が約三十センチですから、**およそ1メートル40センチ**ということになります。「教祖はすらりとしたお姿であった」と伝えられていますが、現代人からみれば「すらり」という表現は、この数字からは俄かには信じ難いのです。もっとも、幕末から明治にかけては、日本人の平均身長が最も低かった時代といわれています。当時の男子の平均身長が五尺(150センチ) そこそこであったことからみて、教祖の身長は決して低いものではなかったと思われまふ。

また、**齒は一 本しか残っていなかった**のでしょう。これでは監獄署から支給される弁当は食べられません。それで、お屋敷では柔らかく炊いたご飯と十分に火を通して炊き込んだおかずを詰めた弁当を準備し、年若き真之亮や弟子達は奈良までの道程を空駆ける思いで、それを教祖の下に運んだことなのでしょう。一枚の資料が私達を教祖のお傍に誘ってくれる掛け橋になってくれます。(『中山みき研究ノート』P251.八島英雄.1987.立風書房)

明治17年奈良監獄中山みき『已決囚名籍』写真版

八島氏がペン書きの奈良監獄『已決囚名籍』を入手し『研究ノート』を書いた後、その写真版が教内に流通しています。
ペン書きの内容が元史料に合っていることが分かり、非常に貴重です。

撮影者、撮影日時、流出経路等一切不明

事	免出獄	年月日	書信贈答	入監中	賞罰	教育及	音聲	容貌	身材
			發		賞	宗門浄土宗	目短キ音聲多ク長所	面體九キ鼻多 眉毛ツレ口多 耳カク面色白キ 鬚髯ツレ左足ツレ	長四尺六寸 齒ニカク 左手一 痘痕一
			來		罰				

事	免出獄	年月日	書信贈答	入監中	賞罰	教育及	音聲	容貌	身材	本管	出生人	族名	氏名	年齢	營業及	親屬	提乳	刑名及	告月日	判所名	年月日	犯由	大略及	犯數
										大政府管下大和國山田郡三篤村第二番地新三郎祖母	生國	大智山郡三味田村	中山	ミキ	農業	祖父ニ父月 祖母ニ母月 肥偶月 孫姉マツ姉ツ妹ツ		拘	明治十七年八月十六日	明治十七年八月十六日午前第三時入監	違禁言罪一 一条九頂ヲ犯シタルモノ	再		

No.	戒	戒相（抄）
1	殺戒	いかなる生き物でも、これを故意に殺傷してはならない。他人に行わせてもならない。
2	盜戒	一草であっても、与えられていない物を盗んではならない。他人に行わせてもならない。
3	淫戒	相手を問わず、いかなる性行為も行ってはならない。他人に行わせてもならない。
4	妄語戒	「禅定を得た」・「聖者の境地に達した」と虚言してはならない。他人に行わせてもならない。
5	酤酒戒	酒を販売してはならない（酤は「売る」の意味）。他人に行わせてもならない。
6	說過戒	仏弟子の罪過をあげつらってはならない。他人に行わせてもならない。
7	自讚毀他戒	自身の徳を賞讃して、他者を謗〔そし〕ってはならない。他人に行わせてもならない。
8	故慳戒	いかなる物（財施・法施）でも物惜しみしてはならない。他人に行わせてもならない。
9	故瞋戒	殊更に怒り、それを悔いないことがあってはならない。他人に行わせてもならない。
10	謗三宝戒	いかなる場合でも、三宝を謗ってはならない。他人に行わせてもならない。

奈良監獄の調書の話から、「おふでさき」にない「にくい、うらみ、はらだち」に戻ります。

仏教の「十重禁戒」の中に、「故瞋戒」というのがあって、「『瞋』は怒ること。憎しみをいだいてはいけない。人を恨んでもいけない（『儒教・仏教・道教』）」と解説が付けられています。ここから僧侶の説教の中に「腹立ち（怒り）」を戒める話が出て来たのでしょうか。ただ、怒る理由も問わずに、戒めるというのはどんなものなのでしょうか。

そもそも梵網經は中国で作られた偽經の疑いが大きいということも考えねばならないと思います。

梵網經

中国で成立した《盧舎那仏説菩薩心地戒品第十》の略称。2巻。クマーラジーバ（鳩摩羅什）の訳とされるが、〈孝を名づけて戒となす〉など、中国的発想が随所に見え、5世紀の劉宋期に中国で撰述された偽經の疑いが大きい。本經の特徴は、10重戒、48軽戒という大乘菩薩戒にあり、父母、師僧、三宝に対する孝順を強調する在家戒はとくに注目される。したがって、中国、日本の仏教で重要視され、天台智顛（ちぎ）の《菩薩戒義疏》をはじめ、多くの注釈がつくられた。（平凡社世界大百科事典 第2版）

第九の「瞋」は怒ること。憎しみをいだいてはいけない。人を恨んでもいけない。（『儒教・仏教・道教』菊池章太.P37.2008）

ヤマギシ会という農業団体があります。ここは、組織に参加するときに全財産を寄付することが決められています。しかし、組織から抜けるときには、ごくわずかの当座の費用しか渡されないことに対する訴訟が1990年代に起こされ、また、子供の教育などについても批判がなされました。

この団体に参加するための研修に「特講」というのがあり、その中心は「怒り研」と呼ばれるもので、それが目指すのは『腹を立てない』ではなく『腹が立たない』(『無欲のすすめ』P33.島田裕巳)ことだとされています。

ヤマギシ会は全財産を寄付させて共同生活をすることや、農場を訪れる見学者や新入者に「おかえりなさい」と挨拶するなど、天理教に似た点があります。そういう目で「怒り研」を見ると、八つのほこりの「腹立ち」が意識されているのではないかとも思えます。

「ウィキペディア」の説明

幸福会ヤマギシ会は、農業・牧畜業を基盤とするユートピアをめざす活動体（農事組合法人。通称は「ヤマギシ会」「ヤマギシ」）。

「怒り研」

ヤマギシズム特別講習研鑽会（特講）

財産の寄進など、普通の感覚では到底考えられるものではない。にもかかわらず、なぜヤマギシのシステムは機能し得るのか。特別講習研鑽会（特講）が参画への入口であることは前述したが、95年10月以来、津地裁で争われている裁判の訴状に、その詳細な描写があった。

〈しかしながら、ヤマギシ会の実態は、被告法人の理事者・幹部による参画者に対する支配管理が厳然と存在し、提案制度の形骸化、監視の常態化、日々の研鑽という名目の参画者に対するマインドコントロールによって、参画者の思考停止状態を維持し、物言わぬ労働ロボットを生産しているのである〉

歯切れのよい指摘の後、訴状は大要、以下のように続ける。／ すなわち特講は人里離れたヤマギシ会のいずれかの施設で、七泊八日の日程で行われる。期間中は家族からの緊急連絡以外は完璧に外部と遮断され、金や貴重品、靴、免許証など、着替えと洗面用具を除きすべての持ち物を預けさせられる。なお訴状は触れていないが、参加料として五万円が必要である（96年現在）。／ このような環境で、連日“研鑽会”が進められる。その一つ、二日目から三日目にかけて行われる“怒り研”は、およそ次のようなものだという。

— 参加者が広間に三重の輪を作り座っている。二人の屈強な男が輪の中央で背中合わせに座る。うち一人が進行役となり、口火を切る。「どうして腹が立つのか考えてみましょう。わかった人は手を挙げて」／ 「相手が自分勝手だったから」

「自尊心を傷つけられたので」／ さまざまな答えが返ってくる。進行役はその都度、「もっと掘り下げてよく考えて」。

この繰り返し。最初の穏やかな雰囲気はすぐに消え、進行役の声は威嚇的に、暴力的になっていく。誰もが黙り込む。結論が出ないまま夜が更ける。

翌日。前日の続きが始まる。／ 「答えを見つけられるまで、この研修は続きます。本当に真剣に考えてください」／ と進行役。緊張と疲労。叱咤と怒号。この日は二人の屈強な男たちも威嚇に加わる。／ やがて、誰かが「わかった」と声をあげる。と、変化が起こる。怒鳴り続けてきた進行役が、突然調子を和らげる。↘

「一つヒントをあげます。腹の立つ理由は見つかりましたか。〇〇さんどうですか」／ 「いいえ、見つかりません」
「そうでしょう、突き詰めて考えると、理由なんてないんです。では理由がないのにどうして腹を立てたんでしょうか」
「わかりません。ただ、ずいぶんつまらないことで腹を立てていた気がします」
「まだ腹が立ちますか」／ 「いいえ」／ 「いいでしょう、楽しんでください。さあ、他の人はどうですか」／ 「もう腹が立ちません」
誰もが我先に叫ぶ。全員がそう答え終わる頃には、会場はお祭り騒ぎになっている。

「怒りという不健全な感情は、自己中心的で非論理的な思考から生まれてくるんです。雨の日にあなたの横を車が泥水をはねて通り過ぎた。徐行すべきだと考えると腹が立つ。でも、その車がたとえば病人を運んでいたとわかったら、仕方がないと諦めるでしょう。泥水をはねられても怒らないケースもある。ということは、泥水をはねられたことと怒ることの間には、直接の因果関係はないということです。あなただけが正しいから、人もそうすべきだと考えることは、思い上がりすぎません」／ 進行役がにこやかに締めくくる。

どうとでも言える話題を強引に一つの方向に導き、あたかもそれが普遍の真理であるかのように教え込む。禅問答、公案などと言えば綺麗に過ぎよう。緊張と弛緩を巧みに組み合わせた特講の手法は、ヒューマン・ポテンシャル運動から派生した自己啓発セミナーやマルチ商法、あるいは六〇年代に流行したST（感受性訓練）などの企業内教育訓練の技法にも酷似している。（『カルト資本主義』斎藤貴男.1997.文藝春秋.P332）

似ている天理教とヤマギシ会

宗教学者の島田裕巳氏は、大学の授業で無所有の集団としてヤマギシ会と天理教があるという話を聞いたことを書いています。島田氏は、ここで立教後の「貧に落ち切れ」を実践したとされる教祖の話を紹介しています。

その益田（勝実一國文学、民俗学の講師）の授業のなかで、無所有の集団が二つあるという話が出たことがあった。一つは新宗教として一番古い天理教で、もう一つがヤマギシ会だというのである。—中略— 天理教における無所有は、その教祖である中山みきという女性のたどった人生と深いかわりをもっている。天理教の教えでは、息子の足の痛みを治すために祈祷が行われた際、みきは神憑りをして、神のことばを取り次ぐ「神の社」と定まったとされる。その後、周囲の貧しい人たちを救うために、金やもっていたものをすべて施してしまった。みきは神から「貧に落ちきれ」と命じられたからである。／ それによって中山家は没落し、みきとその家族は極貧の生活を強いられた。天理教の信者は、そうした教祖の生活にならって、貧に落ちきる生活を実践するよう求められた。天理教の信者となった人間たちは、決して経済的に恵まれた立場にあったわけではなく、むしろ貧しい状況におかれていた。けれども彼らは、教えにしたがって、稼いだものはすべて教団に捧げてしまった。／ 強い信仰をもち、専門の布教師になれば、無所有の生活を実践しなければならない。布教師はすべてを天理教の布教に捧げてしまうため、自分の子どもですら捨ててしまわなければならなかった。

実際に天理教の布教師の子どもとしてそれを体験したのが作家の芹沢光治良である。彼の両親は天理教の布教師となって無所有の実践に入ったため、その子どもたちは親戚に預けられ、そこで育てられることになった。彼は後に『教祖様』（角川書店）というみきの伝記を書いているが、その後書では、信仰のために親に捨てられたことで、自分を含めた子どもたちは「塗炭の苦しみを味わった」と記している（『芹沢光治良. 文学館. 教祖様』新潮社）。（『無欲のすすめ』P19. 島田裕巳. 2010. 角川書店【新書】）

「りっぷく」は「ほこり」ではない！

「おふでさき」には、「立腹」を含むおうたが18首あります。人間が「立腹」することは「ほこり」で、「神」が「立腹」することはいいのかという素朴な疑問がおきます。この疑問は「おふでさき」をよく読めばすぐに思い浮かぶことで、某大教会の「教典」解説書には、神と人間は立場が違うという説明を付しています。しかし、相手の行動にたいして自分の思いと違うことを表明する行為の一つである「立腹」は、「神」「人間」を問わず必要なことではないでしょうか。「おふでさき」は「りっぷく、ざねん」に基づく「神」の意見表明です。

そのような意見表明としての「りっぷく」という行為そのものを「ほこり」として良くない感情として禁じてしまうことは、「上」の意見、行為を「たにそこ」に受け入れさせるには大変都合の良いことです。それゆえ支配思想としての仏教はそれを禁戒とし、『説教通話』も良くない感情とするのです。そのことを芹沢茂氏は『『こども』(人間)のほこり』と表現し、それに対して『をや』(親神)のほこり』が三号96のおうただと理解した(『おふでさき通訳』P104. 当資料P15左下)のではないのでしょうか。

このように考えると、三号81から100のおうたは、相対立する三つの事柄を説明していることが明瞭になります。

◎ざねん (残念) 普通人間が考えるくやしくて残念と言うのとは違って、子供可愛い上からの「はがゆく思う、もどかしいてたまらん」という親心であります。
 ◎りっぷく (立腹) 人間の腹が立ったというのとは違って、子供の様子を見られて、このままでは、本当にたすけ一条の道の役に立たないという時に、そのものの「心の入れ替えを要求される場合の言葉」であります。(某大教会『天理教教典解説』)

- | | | | |
|---------|-------------------|----------------|-----|
| 1-25. | やまいとてせかいなみでハないほどに | 神のりいふくいまぞあらわす | 20 |
| 1-32. | このあしハやまいとゆうているけれど | やまいでハない神のりいふく | 17. |
| 1-33. | りいふくも一寸の事でハないほどに | つもりかさなりゆへの事なり | 02 |
| 1-34. | りいふくもなにゆへなるどゆうならハ | あくじがのかんゆへの事なり | P1 |
| 2-32. | とふぢんがにほんのぢいゝ入こんで | まゝにするのが神のりいふく | 9 |
| 2-43. | なにもかもごふよくつくしそのゆへハ | 神のりいふくみへてくるぞや | |
| 3-57. | 高山のしんのはしらハとふじんや | これが大一神のりいふく | |
| 5-3. | このよふはいかほどハがみをもふても | かみのりいふくこれハかなはん | |
| 5-20. | このさハリてびきいけんもりいふくも | みなめへへにしやんしてみよ | |
| 5-22. | どのよふにいけんりいふくゆうたとて | これたすけんとさらにゆハんで | |
| 6-71. | しんちづの月日りいふくさんねんわ | よいなる事でないとをもゑよ | |
| 6-91. | このせかい山ぐゑなそもかみなりも | ぢしんをふかぜ月日りいふく | |
| 8-58. | かみなりもぢしんをふかぜ水つきも | これわ月日のざねんりいふく | |
| 12-87. | なんどきにとのよな事をきいたとて | これハ月日のざねんりいふく | |
| 13-35. | このさきハ月日のざねんりいふくを | みなはらすでなこれがしよちか | |
| 13-36. | 月日にもざねんりいふくはらしたら | あとハめづらしみちをつけるで | |
| 13-105. | それゆへに月日のざねんりいふくが | 山へつもりかさなりてある | |
| 16-52. | けふの日の神のさんねんりいふくわ | よいなる事でないとをもゑよ | |
| | 〈参考〉 | | |
| 2-11. | 一寸はなしのぼせかんできゆうている | やまいでハない神のせきこみ | |
| 15-13. | さあけふハ月日のはらがはぢけたで | しかゑていたる事であれとも | |